



おめでとうございます

1月16日～2月15日届け出分

すこやか

(地区別50音順・敬称略)

「すこやか」は、生まれたお子さまについて掲載依頼書を提出された場合に掲載しています。掲載希望の場合は、企画振興課へご連絡ください。

能美町
三宅 玲大 (中町・2月2日)
RAHMAN WAJIHA (鹿川・2月2日)

大柿町
安原 美優 (大原・1月8日) 山本 由佳 (大原・1月9日)
梶田 海波 (飛渡瀬・1月16日)



ご冥福をお祈りします

1月1日～31日届け出分

おくやみ

(地区別50音順・敬称略)

「おくやみ」は、亡くなられた方を掲載しています。このコーナーへの掲載を希望されない場合は、企画振興課へご連絡ください。

下河内 泰 (中央・91歳)	藤本フジ子 (中央・96歳)
住本 浩昭 (中央・83歳)	池本 大作 (中央・93歳)
平本ツヤコ (切串・89歳)	木場百合子 (切串・93歳)
佃 博 (切串・76歳)	田中 明 (小用・88歳)
片平 初美 (江南・88歳)	高岡 隆徳 (江南・72歳)
金岡 好美 (宮ノ原・81歳)	福本スミエ (宮ノ原・101歳)

能美町	
平野 政司 (中町・86歳)	濱本 虎二 (中町・84歳)
三木 一志 (鹿川・81歳)	新家 榮 (鹿川・95歳)
木原マツエ (鹿川・93歳)	木村 和子 (鹿川・91歳)
堀江 芳子 (高田・95歳)	小松 公子 (高田・86歳)
宇根川民夫 (高田・77歳)	

沖美町	
塩飽 史郎 (美能・97歳)	大越 修次 (美能・74歳)
井原 久子 (三吉・92歳)	水越アサ子 (三吉・87歳)
櫻井ユリコ (岡大王・91歳)	

大柿町	
藤原シヅミ (飛渡瀬・99歳)	美濃 正純 (大原・76歳)
藤本 節子 (大原・92歳)	山本 輝人 (大原・89歳)
平 敏數 (大原・81歳)	西本 潔 (大原・80歳)
奥平 清明 (大君・83歳)	濱崎 利明 (大君・85歳)
新澤恵美子 (大君・95歳)	畑本 武敏 (深江・73歳)
高田ヒデコ (深江・95歳)	金井 勝見 (柿浦・80歳)
部谷 佳徳 (柿浦・81歳)	金川 月子 (柿浦・81歳)



3月の当番医

※日程は変更することがあります。

保健医療課

☎0823-43-1639

2日(日)	森藤医院 (江田島町切串) 診療時間：午前10時～午後5時	☎0823-44-1156
9日(日)	えたじま幸田医院 (大柿町柿浦) 診療時間：午前10時～午後5時	☎0823-57-2046
16日(日)	水口医院 (江田島町中央) 診療時間：午前9時～午後5時	☎0823-42-0018
20日(祝・木)	澤医院 (大柿町小古江) 診療時間：午前10時～午後5時	☎0823-57-2003
23日(日)	梶川医院 (沖美町岡大王) 診療時間：午前10時～午後5時	☎0823-48-0201
23日(日)	吉田病院 (江田島町津久茂) 診療時間：午前9時～午後5時	☎0823-42-1100
30日(日)	長尾医院 (沖美町三吉) 診療時間：午前10時～午後5時	☎0823-47-0204

※こどもの診療については、事前に電話でお問い合わせください。症状により、呉医師会休日急患センターなどを紹介する場合があります。
※救急車を呼ぶか判断に迷ったら、☎局番なし#7119(救急相談センター)へ
つながらない場合は☎082-246-2000へお問い合わせください。(24時間 365日対応)



3月の相談

■心配ごと相談 (午後1時～3時30分)

☎ 権利擁護センターえたじま☎0823-27-8032

4日(火) 能美保健センター

18日(火) 大柿市民センター

■弁護士会による無料法律相談会

☎ 権利擁護センターえたじま☎0823-27-8032

15日(土) 能美保健センター (8ページをご覧ください)

■広島弁護士会の無料法律相談 (午後1時～4時)

☎ 総務課☎0823-43-1111(代)

13日(木) 能美市民センター (8ページをご覧ください)



市税などの納期限

口座振替日 3月31日(月)

税などは、期限内に納めましょう。ゆめタウン江田島内の市民サービスセンターでは、土曜日・日曜日・祝日でも納付できます。

保育料 ☎ 子育て支援課 ☎0823-42-2852

住宅使用料 ☎ 都市整備課 ☎0823-43-1647

令和7年1月31日現在				
人口と世帯数				
	男性	女性	計	世帯数
江田島	3,681	3,532	7,213	4,321
能 美	2,295	2,409	4,704	2,571
沖 美	1,455	1,358	2,813	1,721
大 柿	2,881	3,034	5,915	3,243
全 体 (前月比)	10,312 (▲21)	10,333 (▲24)	20,645 (▲45)	11,856 (▲11)



火災・救急・救助は119番

消防本部・消防署 ☎0823-40-0119(代)

能美出張所 ☎0823-45-4739

消防つうしん

火災などのお問い合わせは☎0823-42-3119へ

春の火災予防運動を実施します

3月1日(土)から7日(金)までの7日間、全国一斉に春の火災予防運動が実施されます。

この運動は、1年間で最も火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止することを目的として行われます。

消防本部では、火災予防運動中、消防・救急出前講座や消防・防火体験教室、住宅防火訪問および街頭広報などの啓発運動を行います。

令和7年1月1日～31日	
火災・救急件数	
火 災	2件(2件)
救 急	144件(144件)
※ () 内は令和7年1月から の累計	



住宅用火災警報器を点検しましょう！

住宅用火災警報器の寿命は10年とされています。いざというときに住宅用火災警報器が適切に作動するように、定期的に点検しておくことが大切です。点検は、ボタンを押すかひもを引くことで簡単にできるので、是非確認してみてください。もし反応しない場合は、すぐに交換しましょう。春と秋の火災予防運動のときに実施することを推奨します。



10年経ったら交換しましょう

知っていますか？国民年金保険料の追納

年金
だより

☎ 市民生活課 ☎0823-43-1634・広島南年金事務所 ☎082-253-7710

国民年金保険料の追納

老齢基礎年金は、20歳から60歳までの40年間(480か月)保険料を支払うことで、満額を受けることができます。未納や国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

しかし、過去10年以内に受けた免除・納付猶予などであれば、その期間の保険料を後から納付(追納)することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。また、追納された保険料は社会保険料控除の対象となりますので、支払った年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。将来受け取る年金額を増やすためにご利用ください。

追納に関する注意事項

- 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません。(例)3/4免除になった期間を追納する場合は、残りの1/4の保険料を納付している必要があります。
- 10年の追納期限の直前に申請すると、期限までに追納できなくなる場合がありますので、お早めにお申し込みください。
- 老齢基礎年金を受給できる方は追納できません。
- 追納は免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納付することになります。
- 免除を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降の追納は当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

広報えたじま 令和7年3月 ②②